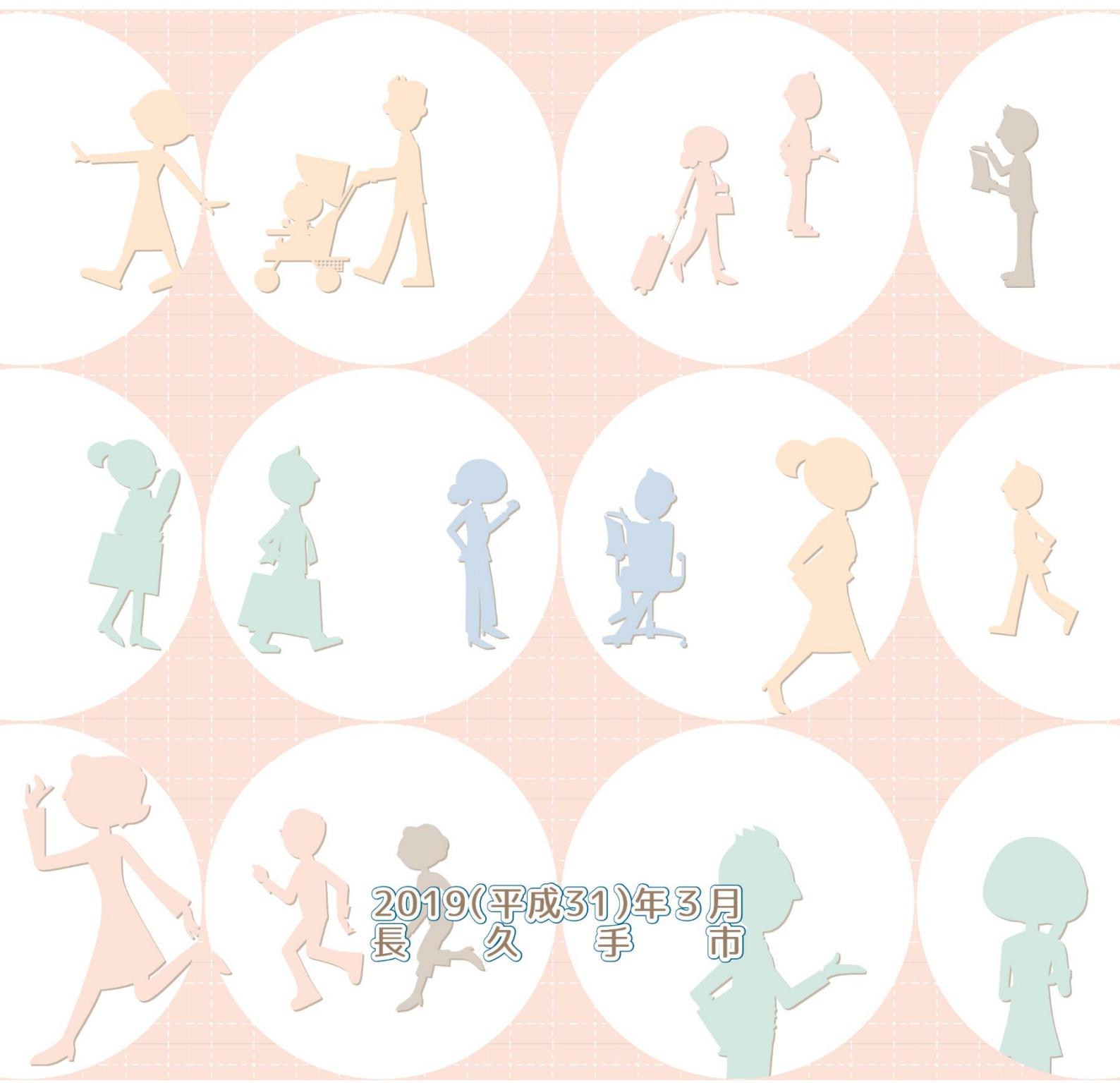


第3次長久手市 男女共同参画基本計画

(女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む)



計画の位置づけ

本計画は、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、長久手市が行う施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

計画策定のポイント

①	性的少数者への理解促進	性的少数者（セクシャル・マイノリティ）への理解を深め、多様な性を尊重する意識の醸成が必要である。
②	男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウの活用	近年の災害等における避難所の運営方針等で男女共同参画が反映されなかったという教訓を生かし、男女共同参画の視点を持った地域防災体制の整備が急務である。
③	女性の活躍に向けた取組支援	実際に女性が働き続けるための子育て支援が求められており、「保育所や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が必要である。

計画の期間

計画期間は 2019 年度（平成 31 年度）から 2023 年度の 5 年間とします。



基本理念

すべての人々が生まれながらにして自由、平等であり、いかなる差別も受けることがないという人権尊重の考え方を深く社会に根づかせるため、本計画の基本理念及びキャッチフレーズを次のようにします。

[基本理念]

男女共同参画社会の実現

[キャッチフレーズ]

男女がともに尊重し合い、
心を通わせる絆のまち ながくて

計画の体系

基本理念

男女がともに尊重し合い、心を通わせる絆のまち ながくて

基本目標

1

男女共同参画社会に
向けた意識の向上

2

女性が活躍できる
環境づくり
(女性活躍推進計画)

3

あらゆる分野での
男女共同参画の推進

4

安心して暮らせる
まちづくり

5

人権が尊重され、
DVのないまちづくり
(DV防止基本計画)

施策の展開

(1) 男女共同参画に関する
広報・啓発の推進

(2) 学校などにおける
男女平等教育の推進

(1) 男女平等の職場環境
づくりの推進

(2) 女性のチャレンジ支援

(3) 性別に関わらない仕事と
育児・介護の両立支援の推進

(1) 政策・方針決定過程への
女性の参画促進

(2) 地域活動における
男女共同参画の推進

(3) 防災など様々な分野における
男女共同参画の推進

(1) 生涯を通じた心身の
健康づくり

(2) 様々な困難を抱える
人への支援

(1) DV等に対する啓発の推進

(2) DV相談体制の整備

(3) 被害者の自立への支援

※本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく長久手市の基本計画としても位置づけます。

施策の方向



男女共同参画社会に向けた意識の向上

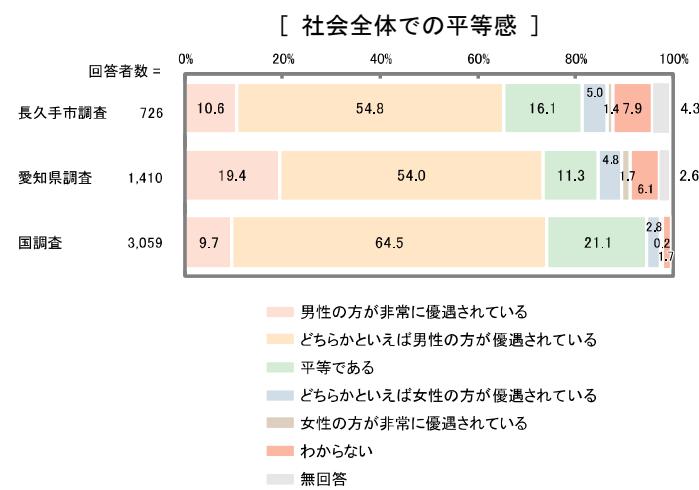
子どもから大人まで、あらゆる立場や世代の人々に対し、男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、様々な手段で市民への啓発を行い、男女共同参画を推進する基盤を整備します。

現状と課題

市民意識調査によると、依然として男女の平等意識において、「男性優遇」が「女性優遇」を大幅に上回っています。



また、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）への理解を深め、多様な性を尊重する意識を醸成することも必要となってきています。



数値目標の設定

項目	現状値 (2017年度(平成29年度))	目標値 (2022年度)
1 男女の地域の中での平等意識*	37.7%	40.0%
2 男女共同参画関連図書の蔵書数	408 冊	500 冊

*市民アンケートにおいて、地域の中で「平等である」と感じている人の割合



- 固定的な性別役割分担意識にとらわれるこ
となく、一人ひとりの個性を大切にしまし
ょう。
- 男女共同参画に関する研修・講座や意識啓
発の機会に積極的に参加しましょう。
- 周囲の情報の中に、男女に関する偏った表
現がないか、差別を助長するようなものが
ないか注意して確認しましょう。





女性が活躍できる環境づくり (女性活躍推進計画)

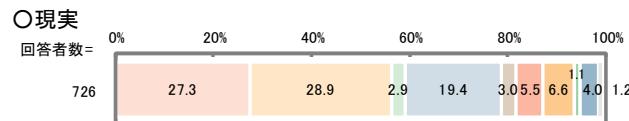
女性の活躍を促進するため、その必要性、重要性についての理解を深めるとともに、男女が共に、仕事と家庭や地域での生活との両立を図りながら、子育てや介護等に主体的に関わることができるよう支援を進めます。

また、男性中心型労働慣行を見直すとともに、個人の能力を十分に発揮できるよう、雇用機会の均等や待遇の平等化などを進め、就業環境の整備を促進します。

現状と課題

仕事における市民の意識について「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方は解消されつつあるものの、仕事・家庭・地域生活などにおいて、理想に比べ現実では『仕事』を優先している人が多く、理想と現実にギャップがある状況です。

[生活の中で仕事、家庭生活、地域・個人の生活で何を優先するか]



数値目標の設定

	項目	現状値 (2017年度(平成29年度))	目標値 (2022年度)
1	一時保育事業の実施園数	6園	7園
2	市内保育施設の受入可能児童数	1,616人	1,767人
3	ファミリーサポートセンターの援助活動ができる会員数	203人	240人
5	児童クラブ・学童保育所の受入人数	689人	900人
6	男性職員の育児休業の取得率	6.3%	13%以上
7	ファミリー・フレンドリー企業数	3企業	6企業



- ・男女がともに仕事と家庭のバランスのとれた生活が送れるよう、家族間の共通認識を持つため、家庭内で話し合いましょう。
- ・育児・介護休暇を積極的に活用しましょう。
- ・家事や育児・介護などに積極的に参加しましょう。



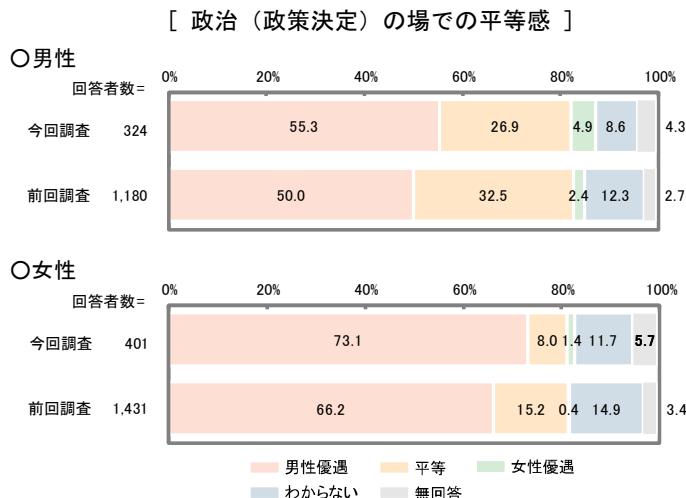
あらゆる分野での男女共同参画の推進

様々な分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、職場、家庭、地域社会、防災等のあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画し、能力や個性を発揮できる社会づくりを進めます。

現状と課題

市民意識調査によると、政治（政策決定）の場での平等感について、“男性の方が優遇されている”の割合が前回調査より増加し、依然として政治の場において男女の不平等感が残っていることがうかがえます。

また、近年、東日本大震災や熊本地震での避難所の運営方針等で男女共同参画の視点が反映されなかったという教訓を生かして、平時から男女共同参画の視点を持った地域防災体制の整備が求められています。



数値目標の設定

項目	現状値 (2017年度(平成29年度))	目標値 (2022年度)
1 女性委員※の登用率	37.0%	40.0%以上
2 女性委員のいない審議会数	2機関	0機関
3 女性職員の管理職（課長級以上）への登用率	27.0%	30.0%以上
4 間仕切りなど避難所における女性への配慮備品を備蓄	9箇所分	25箇所分

※ 市執行機関及び市付属機関等における女性委員



- ・男女ともに、積極的に行政の政策・方針決定過程に参画しましょう。
- ・男女ともに、知識や能力を高められるよう、学習会などに参加しましょう。
- ・性別や年齢に関わらず、積極的に地域活動に参加しましょう。
- ・地域活動などにおいては、男女が区別なく個々の役割を担いましょう。



基本目標
4

安心して暮らせるまちづくり

男女がいつまでもいきいきと暮らせるよう、性別による特徴に応じた健康づくりを進めます。

また、生活を取り巻く様々な困難に直面する人々が、その人権が尊重され安心して自立した生活が送れる社会づくりに向けた取組を推進していきます。

現状と課題

男女がともに、生涯にわたり、身体と心の健康管理・保持増進を図っていけるよう、総合的な支援を進めていくために、性差を考慮した適切な医療が受けられる環境づくりを進めていくこと、特に女性に対しては妊娠・出産の可能性があるため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点から支援を行うとともに、啓発活動や学習機会の提供を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを強化していくことが必要です。



数値目標の設定

項目	現状値 (2017年度(平成29年度))	目標値 (2022年度)
1 「パパママ教室」の夫の参加率	37.66%	43.0%
2 職員のメンタルヘルスに関する研修等参加のべ人数	192人	300人
3 各がん検診受診率	胸部*63.5% 胃*42.7% 大腸*61.7% 子宮*40.0% 乳腺*53.1%	それぞれ50%以上

市民の役割

- 自分や家族の健康について関心を持ちましょう。
- 各種検診を積極的に受診するようにしましょう。気になる症状があれば、早めに医療機関を受診し、早期発見を心掛けましょう。
- 健康づくりに関する学習機会に積極的に参加し、必要に応じて相談機関を利用しましょう。
- 高齢者や障がいのある人など、地域の中で支援が必要な人を見守り、声をかけるなど、できる限り支援しましょう。



人権が尊重され、DVのないまちづくり (DV防止基本計画)

男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するため、DVに対する意識を高めるとともにDV被害者への適切な対応を行うための相談体制や自立支援の取組を推進します。

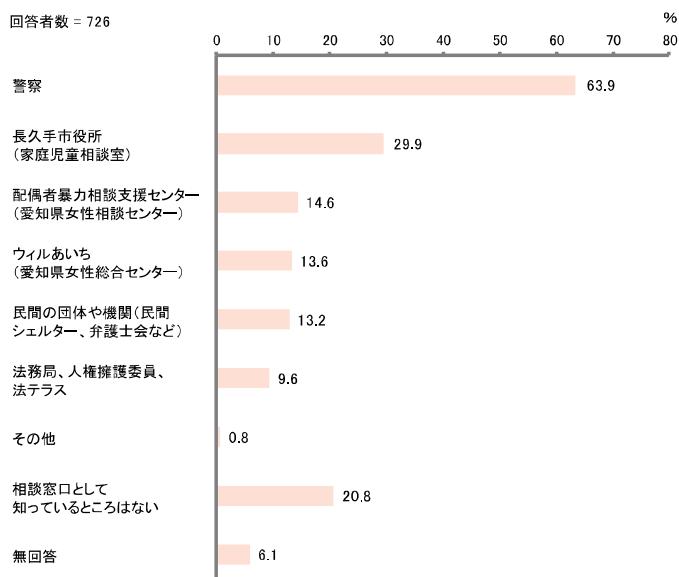
現状と課題

市民意識調査では、若い世代のDV被害が多くなったことから、デートDVなど、恋人間における暴力についての周知・啓発を進め、若い世代における理解をさらに深めることで、将来的な発生の防止を図ることが重要です。

また、相談窓口の認知度は本市においても高くなく、被害者にとっての身近な相談窓口のさらなる周知が求められています。



[DVについて相談できる窓口の認知度]



数値目標の設定

項目	現状値 (2017年度(平成29年度))	目標値 (2022年度)
1 DV経験のある市民の割合*	7.3%	0.0%
2 DVに関する相談窓口の認知度*	73.1%	85.0%

* 男女共同参画に関する市民アンケートで調査する割合



- DVについての正しい情報を積極的に収集し、暴力は重大な人権侵害であるという認識を持ちましょう。
- 暴力を発見した場合は見て見ぬふりをせず、被害者に対する相談窓口の紹介や、関係機関に情報を伝えましょう。

第3次長久手市男女共同参画基本計画 概要版

発行年月：2019（平成31）年3月

発行・編集：長久手市役所 くらし文化部 たつせがある課

〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

T E L : 0561-56-0641

F A X : 0561-63-2100